

Global Matter Board 運営規定：(Global Matter Board 内規)

本内規は当社取締役会決議により設置された Global Matter Board (以下“GMB”という。)の運営に関する規定(以下“本運営規定”という。)を定めるものとする。

第一条 目的

本運営規定は、GMB の運営方法及び GMB と各 R H Q の内部通報制度との関係を明確化することにより、Global Matter (以下“GM”という。)への対処の仕方及び内部通報制度全体の透明性を図り、よって、GMB 及び内部通報制度全体への信頼性を高めることを目的とする。

第二条 GM の定義の解釈と解釈の公表

(1) GM とは次を言う。

- ① 各地域では対処できない案件又は各地域の対処に任せるべきではない案件(第一分類)

例えば、現地 management に関する案件や現地の内部通報やコンプライアンス体制が機能不全な場合等々

- ② Global で対処しなければならない案件(第二分類)

(2) GMB 及び GMB 事務局は前項の GM の定義を明確化するための解釈を適宜行い、その解釈を各 R H Q の経営陣や内部通報対応チームに公表する。

第三条 GM 案件に関連する情報の取扱いについての GMB の義務

(1) GMB 及び GMB 事務局は、各 R H Q から報告された案件や巡回で得られた情報、更に、Global Site の運営上で得られた情報等の GM 案件に関連する情報(以下“GM 案件に関連する情報”という。)については、秘密を守る等の慎重に取り扱う義務及び GMB の設置目的に従って取り扱う義務を負う。この義務に反する場合にはその者は GMB 及び GMB 事務局から除斥される。

- (2) GMB 及び GMB 事務局は、会社内部の他の部署（会社組織上の上位に位置するポジション等を含む）等から、GM 案件に関連する情報の開示を要求された場合であっても、その開示を拒否しなければならない。

第四条 GMB 事務局による予備的調査と GMB 開催要否の判断手続き

GMB 事務局は、GM 案件に関連する情報を検討し、必要な予備的調査を行い、GMB を開催するか否かを GMB 委員の監査役に相談し、GMB 開催の要否を判断する。

第五条 GMB の開催（開催通知、定足数、除斥・回避、議決方法）

- (1) 第四条の手続きにより、GMB 事務局が GMB を開催すべきであると判断した場合には、GMB 事務局は、GMB 各委員にその開催と議題を通知する。
- (2) GMB の開催には GMB 委員の全員が出席する。ただし、GMB の特定の委員が議題の案件に利害関係があるなど GMB の設置目的を阻害する状況がある場合にはその委員の出席は停止される(除斥事項)。
- (3) 委員はネット会議等の方法で出席することができる。
- (4) GMB の決議は委員の過半数を以って決する。

第六条 決議の実行（調査チームの編成、調査結果、対応案の GMB への報告、GMB の決議）

- (1) GMB が調査を行うことを決議した場合には、GMB 事務局は、調査チーム等の編成などの調査に必要な対応を行う。必要に応じて、外部者を調査チームに組み入れることができる。この外部者には第三条(1)が適用される。
- (2) GMB 事務局及び調査チームは、適宜、その調査結果を GMB に報告する。
- (3) GMB 事務局及び調査チームは、その調査を踏まえた対応案を GMB に提案する。その提案について GMB は審議し、対処方針を決議する。

- (4) GMB が決議した対処方針を GMB 事務局が実施する。

第七条 各 RHQ の内部通報制度との関係

- (1) 各 RHQ は、その管理地域内で受け付けた内部通報案件のうち、GM に該当しうる案件を適切に抽出し、その案件を GMB 及び GMB 事務局に適切に報告する手続きを定めそのための制度を設置し運営する。
- (2) 各 RHQ は、前項の手続き及び制度を书面化し、书面化した内容をその管理地域内に周知する。
- (3) 各 RHQ は、その手続きと制度への信頼性向上のために、その内部通報制度を継続的に改善する義務を負う。
- (4) 各 RHQ の内部通報対応チームは、GM に該当しうる案件であるか否かが明確ではない場合には、GMB 事務局に連絡し、GMB 事務局と連携して検討・対応する。

第八条 GMB 及び GMB 事務局の巡回及び Global Site の運営

- (1) GMB 及び GMB 事務局は各 RHQ 等を巡回し次を行う。
 - ① 各 RHQ 地域内における GMB の目的及び GM の解釈に関する理解及び第七条の趣旨の理解の促進
 - ② GM 案件に関連する情報の円滑な入手、およびそのための環境整備
 - ③ 各 RHQ の内部通報制度の健全性のチェック
- (2) GMB 事務局は、矢崎総業の Homepage にある「企業倫理相談窓口について」を GMB の Global Site として運営して、各 RHQ の内部通報制度の健全性及び GMB の設立目的を推進する。

第九条 GMB 事務局の GMB への報告

GMB 事務局は、年次活動の結果を報告するとともに、次年度の活動計画を提案し、GMB はその提案を審議し妥当ならば了承する。その報告には、各 RHQ の内部通

報制度の健全性の状況の報告も含む。GMB 事務局は、GMB 会合の内容を記録し保管する。

第十条 取締役会との関係

- (1) 年次報告：GMB は少なくとも年に一度、取締役会に GMB の活動結果及び活動計画を報告する。
- (2) 個別案件報告：GMB は取締役会に報告する必要があると判断した個別案件については取締役会に報告する。

2026 年 9 月 18 日 GMB 会議で決定